

令和7年度千葉県サービス管理責任者更新研修等の実施に係る
指定研修事業者の指定申請要領

第1 概要

千葉県では、令和7年度のサービス管理責任者更新研修及び児童発達支援管理責任者更新研修を、千葉県知事（以下「知事」という。）の指定する研修事業者（以下「指定研修事業者」といいます。）に行わせることとします。

指定研修事業者となるには、上記研修を実施する指定研修事業者の指定を知事に申請し、指定を受ける必要があります。

指定申請は、千葉県サービス管理責任者研修事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）、千葉県サービス管理責任者研修実施事業者指定事務取扱要綱（以下「指定要綱」という。）及び本要領の規定に基づき行ってください。

第2 指定の要件

1 事業実施者に関する要件

知事に指定研修事業者の指定を申請する者（以下「指定申請者」という。）は、次のいずれかに該当する法人であること。

- (1) 県内市町村
- (2) 現に県内で活動する福祉に係る職能団体
- (3) 現に県内で障害者総合支援法に基づき障害福祉サービス（ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護を除く。）又は相談支援を行う事業、若しくは児童福祉法に基づき障害児入所施設又は児童発達支援センター、若しくは障害児通所支援又は障害児相談支援を行う事業を経営する団体
- (4) 前号に規定する者を主な会員とする県内事業者団体

2 事業内容に関する要件

- (1) 研修事業が、実施要綱の規定に従い実施されること。
- (2) 研修カリキュラムが、実施要綱別表1及び別表2に定める標準カリキュラム（以下「標準カリキュラム」という。）の内容に従ったものであること。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えありません。

- (3) 標準カリキュラムの研修時間数が講義240分、演習540分の計780分（13時間）であることから、研修の実施日を2日以上確保すること。
- (4) 研修効果を担保するため対面による研修を原則とするが、2日以上の研修のうち1日分の講義等については、オンラインで実施することも可能である。

その際は、指定申請時の研修カリキュラムに、オンライン又は対面の別を記載すること。

3 その他の要件

指定要綱第2の規定のとおり。

第3 指定の有効期間

指定の有効期間は、原則知事が指定した日から当該年度の末日までです。

ただし、災害、感染症その他により指定研修事業者の責に帰すことができない事由が生じた場合には、その限りではありません。

第4 指定申請の方法

指定申請者は、指定要綱に規定する申請書類（正本1部）を持参又は郵送により提出してください。

第5 指定申請の期限

指定申請者は、申請書類を令和7年5月30日（金）午後5時（必着）までに提出してください。

第6 申請書類の提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（千葉県庁本庁舎12階）

千葉県健康福祉部障害福祉事業課地域生活支援班 担当：岡村

電話：043(223)2335

メールアドレス：syohuk_chiiki@mz.pref.chiba.lg.jp

第7 指定する法人数について

今年度は、令和2年度以降に実践研修又は更新研修を修了した者が受講対象となるが、千葉県では実践研修を令和4年度、更新研修を令和2年度から開始したため、受講者数は約240名と予想されることから、「第2 指定の要件」を満たす2つの法人を上限として指定する。

第8 事業の実施期間について

「第7 指定する法人数について」により2つの法人を上限に指定するが、研修受講者の募集月等が重複しないよう、以下の2つの実施期間に分けて指定するため、指定申請書に事業の実施期間を記載する際は、希望する実施期間の範囲内で記載することとし、実施期間①及び②のいずれも実施可能な場合は、その旨が

分かるように記載すること。

なお、実施期間とは、受講者の募集から受講者の決定及び研修の実施までの期間とする。

〔実施期間〕

- ① 令和7年7月から令和7年11月までの5か月間
- ② 令和7年11月から令和8年3月までの5か月間

第9 選定方法等

申請書類等の形式的審査を行い、その後「別紙 千葉県サービス管理責任者更新研修等の指定研修事業者選考書」で定める評価項目及び評価基準により採点し、採点の合計得点が最も大きい申請者から、2つの法人を上限として選定し、最も大きい合計得点又は2番目に大きい合計得点が同点の場合は、審査を行った上で、より優れた申請者を選定する。

また、「第8 事業の実施期間」により記載された実施期間が重複する場合は、採点の合計得点が高い指定研修事業者の実施期間を採用することとし、他方の法人とは、研修の開催が可能か否かについて別途協議した上で、選定の可否を決定する。

なお、選考に係る審査は非公開で行い、問合せや異議には一切応じません。

第10 その他事業実施に際しての留意事項等

1 予想される受講者数

実施期間① 約120名

実施期間② 約120名

※ 原則として、上記以上の受講者数を想定した事業計画を作成の上、申請してください。ただし、上記人数を超える応募があり、事業計画の範囲で受入が可能な場合は、その受入を妨げません。

2 受講者の選定

研修受講者の募集により申込者の数が定員を上回った場合には、指定研修事業者は令和7年度から令和9年度までの順に本研修を受講しないと資格失効となる者を優先して受講者を選定してください。

3 指定申請に要する費用は、すべて申請者の負担とします。

4 提出された書類は、一切返却できません

5 研修の効果を検証するため、受講者に対しアンケートを実施し、その結果を県に提出してください。

千葉県サービス管理責任者更新研修等の指定研修事業者選考書

提 案 者	
採 点 日	令和 7 年 月 日
選 考 委 員 名	
採 点 合 計	／ 50 点満点

【選考方法】

- 評価基準は「3」を標準として、以下の基準により50点満点で採点する。
5：優れている 4：やや優れている 3：適当（十分）である
2：やや不適当（不十分） 1：不適当（不十分）
- 合計得点が最も大きい申請者から2つの法人を上限としてを選定する。
- 最も大きい合計点数又は2番目に大きい合計得点が同点の場合は、審査を行った上で、より優れた申請者を選定する。

評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点	採点
業務遂行能力	① 研修事業の実施に向け、実現可能な体制となっているか	5・4・3・2・1	
	② 類似事業についての実績があるか	5・4・3・2・1	
	③ 研修事業の運営に必要な財政基盤を有しているか	5・4・3・2・1	
企画力	① 実施要領の内容は、研修事業の目的達成が期待できる内容となっているか	5・4・3・2・1	
	② 研修カリキュラムが、実施要綱に定める内容に沿ったものであるか	5・4・3・2・1	
	③ 研修の講師等は実施要綱に定める者となっているか。また、演習の実施に関して適当な人数が確保されているか	5・4・3・2・1	
	④ 研修事業を実施するために必要な会場及び研修教材等が確保されているか	5・4・3・2・1	
独自性	① 研修カリキュラム等は、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成に寄与する内容になっているか	5・4・3・2・1	
	② その他、研修の実施に関して独自性が期待できる内容があるか	5・4・3・2・1	
所要経費	① 事業収支予算書に所要経費及び受講料の算定根拠が明確に示されているか	5・4・3・2・1	